

富士市新体操協会 規約

【名称及び事務所】

第1条 この会は、富士市新体操協会と称し、(以下、本協会という)事務所は会長が定めるところに置く。

【組織】

第2条 本協会は、富士市に在住もしくは勤務し、本協会の目的に賛同した個人で組織する。

【目的】

第3条 本協会は、新体操愛好者及び、所属する団体相互の親睦を図りあわせて新体操の健全な普及、発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本大会は、前条の目的を達成させるため、次の事業を行う。

- (1) 各種大会の開催及び参加に関する事。
- (2) 競技規則に関する事。
- (3) 新体操の普及、指導に関する事。
- (4) その他本協会の目的達成に必要な事業に関する事。

【役員】

第5条 本協会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 会計 | 1名 |
| 5. 理事 | 若干名 |
| 6. 監事 | 2名 |
| 7. 顧問 | 若干名 |

【役員を選任】

- 第6条
- 1 会長、副会長及び事務局長、会計は役員会で推挙し、総会の承認を得る。
 - 2 理事は、各地区の会員を有するクラブの代表者、及びそれに準ずる者を、会長が推薦する。
 - 3 会長、副会長、事務局長、会計は就任と同時に、理事となる。
 - 4 監事は総会において選出し、会長が委嘱する。

【役員任期と任務】

第7条 役員任期は2年とし、再任は防げない。

役員は任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、その任務にあたるものとする。

第8条 役員任務は、次のとおり

- (1) 会長は、本協会を代表し会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、これを代行する。
- (3) 事務局長は、会計の指示により各役員との連絡調整及び事務処理等、総務を遂行する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 理事は、本協会の運営について協議し、会務を処理し実施の任に当たる。
- (6) 監事は、会計の監査に当たる。

【顧問、相談役】

第9条 会長が必要と認めたときは、役員会に諮って顧問及び相談役を委嘱することができ、任期は2ヵ年とし再任は防げない。

【会費】

第10条 本協会の年会費は、個人会員500円、団体会員2,000円とし、入会時一括払いとする。

【会議】

第11条 本協会の会議は総会、役員会、三役会とする。すべての会議は会長が召集する。

- (1) 総会は、全員をもって年1回開催する。
但し、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- (2) 総会に出席できない場合は、その権限を委任することができる。
- (3) 総会の成立は、出席者及び委任状の合計が全員の過半数で成立する。
- (4) 議事は、出席者の過半数の議決により成立する。
可否同数のときは議長が定める。
- (5) 総会の議長は役員の中から選出し、次の事項を決議する。
 - ①事業計画に関すること。
 - ②予算及び決算に関すること。
 - ③役員を選任に関すること。
 - ④会則の改廃に関すること。
 - ⑤その他、重要事項に関すること。
- (6) 役員会は、総会に次ぐ議決機関として次のことを行う。
 - ①運営方法及び事業計画の策定。
 - ②事業計画の推進。
 - ③本会の運営に関すること。
 - ④連絡及び調整に関すること。
 - ⑤その他、必要と認められた事項。
- (6) 三役会は次の役員で構成する。
 - ①会長、副会長、事務局長

【会計】

第12条 本協会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

①経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入を以ってこれにあてる。

【専門部会】

第 13 条 本協会は、事業遂行に必要とする専門部会を設けることができる。

- (1) 普及指導と競技規則に関する部会
- (2) 事業の企画運営に関する部会

【補則】

第 14 条 各種大会の参加費は、別途徴収する。

【付則】

本会即は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。